

厚生労働省の所管する独立行政法人の概要

| | |
|--------------------|----|
| 地域医療機能推進機構 | 1 |
| 国立健康・栄養研究所 | 5 |
| 労働安全衛生総合研究所 | 7 |
| 医薬基盤研究所 | 9 |
| 国立がん研究センター | 11 |
| 国立循環器病研究センター | 13 |
| 国立国際医療研究センター | 15 |
| 国立精神・神経医療研究センター | 18 |
| 国立成育医療研究センター | 20 |
| 国立長寿医療研究センター | 22 |
| 国立病院機構 | 24 |
| 医薬品医療機器総合機構 | 27 |
| 福祉医療機構 | 29 |
| 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 31 |
| 労働者健康福祉機構 | 34 |
| 勤労者退職金共済機構 | 37 |
| 高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 39 |
| 労働政策研究・研修機構 | 41 |
| 水資源機構 | 43 |
| 農業者年金基金 | 47 |
| 年金積立金管理運用 | 48 |
| 年金・健康保険福祉施設整理機構 | 51 |

(参 考)

独立行政法人制度の見直しに係る最近の動向

1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

(1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

(2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

(3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

3. その他

○ 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日。※政令で平成26年4月1日と規定。

平成23年6月10日

衆議院厚生労働委員長提出の法案として起草

平成23年6月10日

衆議院本会議で賛成多数で可決

平成23年6月16日

参議院厚生労働委員会で賛成多数で可決

平成23年6月17日

参議院本会議で賛成多数で可決 → 成立

平成23年6月24日

法律の公布（平成23年法律第73号）、法律の一部施行

独立行政法人地域医療機能推進機構の概要

1. 設立目的

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）は、病院、介護老人保健施設等の運営を行い、救急医療・災害時における医療・へき地医療・周産期医療・小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 改組時期 平成26年4月1日

※独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「RFO」という。）を改組して設置。

3. 役職員数

| | |
|----|--------------------------------|
| 役員 | 13名(理事長1人、監事2人、常勤理事5人、非常勤理事5人) |
| 職員 | 約2万人 |

4. 業務概要

上記1の目的を達成するため、病院等の設置及び運営並びにこれに付帯する業務を行うこと

5. 組織の規模（平成26年4月1日（予定）） 病院数：57病院 老健施設：26施設

6. その他特記事項

- 平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）において、年金福祉施設等の整理合理化を目的としたRFOから、病院等の運営等を目的とした地域医療機構に改組されることがされた。
- 政府は、地域医療機構に対し、緊急の必要がある場合における厚生労働大臣の求めに依りて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しない。
- JCHOは、病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

年金・健康保険福祉施設整理機構を地域医療機能推進機構に改組するときのイメージ

年金・健康保険福祉施設整理機構

- ＜目的＞
年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること
- ＜業務＞
年金福祉施設等の譲渡、それまでの施設の管理・運営
病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）
- ＜役員＞
理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員23名（H25. 7時点）

改組

地域医療機能推進機構

- ＜目的＞
救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること
- ＜業務＞
病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等
病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）
- ＜役員＞
理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

独立行政法人 国立健康・栄養研究所の概要

1. 設立目的

国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

2. 設立時期 平成13年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|--------------------------|
| 役員 | 4名（理事長1名、理事1名、監事2名（非常勤）） |
| 職員 | 38名 |

4. 業務概要

- 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 健康増進法第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
- 健康増進法第26条第3項（同法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
- 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

国立健康・栄養研究所の概要

概要

○国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る。

○主務官庁は、厚生労働省及び内閣府(消費者庁)

1. 調査研究

①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究

③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する研究

主な取り組み

・遺伝子、細胞、動物モデル、ヒトを対象とした実験、介入研究

・地域住民等を対象とした疫学調査、国民健康・栄養調査の関連研究

・「健康食品」の有効性・安全性評価、国内外の情報収集及び発信

・迅速かつ効率的な集計。
・都道府県等が行う健康・栄養調査に対する技術支援。

・特別用途食品の表示許可における成分分析。
・収去した特別用途食品、栄養表示がなされた食品の成分分析。

・アジアの国際栄養ネットワーク構築。
・WHO指定研究協力センター申請。
・若手外国人研究者招へい事業。

・関連団体・研究機関との共同・受託研究を推進。

効果

・糖尿病、メタボリックシンドロームの一次予防
・「運動基準」の策定、「特定保健指導」の推進と評価

・「食事摂取基準」、「食生活指針」の策定、「健康日本21」(第2次)の推進

・健康食品の安全性確保、国民への正確な情報提供

・国や地域の望ましい健康施策の展開

・食の安心・安全、消費者保護の観点から、これら業務の確かつ効率的な推進

・アジア地域等における栄養研究基盤の強化などの国際貢献

健康・栄養分野での研究協力など、公正・中立な立場での社会還元を推進

2. 健康増進法に基づく業務

①国民健康・栄養調査の集計業務

②特別用途食品等の表示許可等に係る試験業務(消費者庁所管)

3. 国際協力、産学連携等対外的な業務

①国際協力

②産学連携

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所の概要

1. 設立目的

事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成18年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員 100名

4. 業務概要

職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、以下の研究を重点的に実施。また、厚生労働大臣の指示を受けて、労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。

（1）産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

（2）産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

（3）職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。



(独)労働安全衛生総合研究所の概要

名称：独立行政法人 労働安全衛生総合研究所（統合7年目）

英語名：National Institute of Occupational Safety and Health (JNIOOSH)

理事長：前田 豊

1. 役職員数 105名（平成25年4月1日現在）
2. 平成25年度予算 約22億円
3. 我が国で唯一の「産業安全及び労働衛生」分野における総合的研究機関として、「職場における労働者の安全と健康の確保」に資するための調査研究を実施

(独)産業安全研究所
[昭和17年「厚生省産業安全研究所」として設立]

(独)産業医学総合研究所
[昭和24年「労働省けい肺試験室」として設立]

統合

(独)労働安全衛生総合研究所
[平成18年4月1日発足]

独立行政法人 医薬基盤研究所の概要

1. 設立目的

医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成17年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|-------------------------|
| 役員 | 4名（理事長1名、理事1名、監事2（非常勤）） |
| 職員 | 80名 |

4. 業務概要

- 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- 基礎的研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてのあっせんすること。
- 海外から研究者を招へいすること。
- 医薬品技術及び医療機器等技術に関する情報を収集し、整理し、提供及び調査すること。
- 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと。

独立行政法人医薬基盤研究所の設立の意義や役割

背景

迅速な医薬品開発の必要性

- 患者の方々からの切実な要望
(難病患者等に対する治療薬の必要性)
- 医薬品開発の特徴
一つの医薬品開発に、開発期間約20年、
開発費約1000億円、成功率は0.003%
- 新薬を作れるのは先進国のみ。日本国としての責任と優位。

医薬品の安全性の確保

- 副作用被害の防止
- 「規制」と「振興」の分離の必要性
- 安全な医薬品を開発したい企業のニーズ

創薬研究の現状

大学(学術機関)

大学は基礎研究が中心。学術的関心で行動。
⇒ 製品化に向けた開発研究は困難

製薬企業(民間)

企業は採算性が見込める研究が中心。営利で行動。
⇒ 他社製品にも活用できる汎用的な技術分野、
難病分野、生物資源の提供は困難

基礎研究と製品化の中間的な技術の「橋渡し」を担う者がいない(「死の谷」といわれる分野)。

公的な支援の必要性と有効性。創薬に特化した研究機関の必要性。

基盤研の意義・役割

- 国民の健康確保の観点から、政策ニーズに立脚した知見の提供が可能に。
(大学・企業の自主的な取組だけでは対応できない分野のみを実施)
- 上記分野について、大学と企業の様々な主体による研究を、自らも参画して共同研究を立ち上げるなど、連携の「橋渡し」(仲人)も可能に。

安全な医薬品の迅速な供給、国民の健康の確保

医薬基盤研究所の設置(H17)
(創薬の公的な分野を担う研究機関)

※ 基盤研の「橋渡し」機能がなければ、①学術的な関心と採算性に適合する分野の創薬研究しかなされない。
②各主体の研究能力や資源、それぞれの特性が有効に活用されない。
などにより、技術革新も含め、安全な医薬品の迅速供給が図られなくなる。

独立行政法人 国立がん研究センターの概要

1. 設立目的

がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 8名（理事長1名、理事5名（常勤2名、非常勤3名）、
監事2名（非常勤））

職員 1,696名

4. 業務概要

（1）がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

（2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（3）がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

（4）（1）～（3）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

（5）（1）～（4）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

研究所

早期・探索臨床研究センター

中央病院

東病院

がん予防・検診研究センター

がん対策情報センター

6. 病床数（平成25年4月1日現在）

①中央病院 一般病床 600床

②東病院 一般病床 425床

(独)国立がん研究センター

沿革・組織

創設： 昭和37年1月1日
所在地： 東京都中央区築地(中央病院)、千葉県柏市(東病院)
主な組織： 研究所、早期・探索臨床研究センター、中央病院、東病院、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター

役職員数(常勤)：1,699名(平成25年4月1日現在)
病床数：600床(中央病院)、425床(東病院)

設置目的

我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

○ 質の高い医療の提供

- ・ 年間5,000件の手術、1日約120人の通院化学療法を実施(中央)
- ・ 陽子線治療等先進医療の提供と併せ、モデル的緩和ケアを提供(東)



○ がんの原因・本態解明、革新的な検診法や診断・治療技術の開発、がん医療の均てん化、がん情報の提供

- ・ 原因・本態解明を通じた予防法や高度先駆的な検診・診療技術の開発
- ・ 多施設共同臨床研究によるがん医療の標準化
- ・ がん医療やがん登録など専門情報等の提供や研修等による人材育成



独立行政法人 国立循環器病研究センターの概要

1. 設立目的

循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤2名）、
監事2名（非常勤））

職員 1,119名

4. 業務概要

- (1) 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- (4) (1)～(3)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (5) (1)～(4)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

研究所

病院

研究開発基盤センター

6. 病床数（平成25年4月1日現在）

一般病床 612床

(独)国立循環器病研究センター

沿革・組織

創設：昭和52年6月1日
所在地：大阪府吹田市
主な組織：研究所、病院、研究開発基盤センター
役員員数(常勤)：1,121名(平成25年4月1日現在)
病床数：612床



設置目的

我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

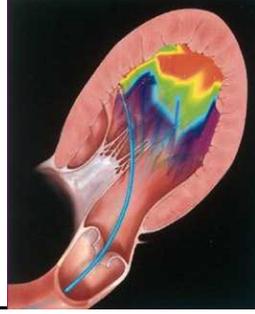
○最新・最善の医療の提供

- ・年間約3,400件の重症循環器病救急搬送を受け入れ
- ・国内心移植155例のうち、54例を実施
- ・脳梗塞に対する超急性期血栓溶解療法(tPA静注療法)を年間70例以上実施



○先端医療技術の開発と普及

- ・在宅型体内埋め込み型人工心臓・次世代型呼吸補助装置の開発
- ・世界に先駆けて発見した生理活性ペプチド、タンパク質を診断・治療の開発へ応用
- ・1,700名以上の若手医師を育成、84カ国から900名以上の外国人研修生を受け入れ



独立行政法人 国立国際医療研究センターの概要

1. 設立目的

感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 9名（理事長1名、理事6名（うち非常勤3名）、監事2名（非常勤））

職員 1,747名

4. 業務概要

- （1）感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- （4）感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （6）国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- （7）（1）～（6）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

研究所

病院

国府台病院

国際医療協力局

国立看護大学校

臨床研究センター

6. 病床数（平成25年4月1日現在）

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| ①病院 | 一般病床 | 719床 |
| | 結核病床 | 40床 |
| | 精神病床 | 38床 |
| | <u>感染病床</u> | <u>4床</u> |
| | 合 計 | 801床 |

| | | |
|--------|-------------|-------------|
| ②国府台病院 | 一般病床 | 430床 |
| | <u>精神病床</u> | <u>142床</u> |
| | 合 計 | 572床 |

(独)国立国際医療研究センター

沿革・組織

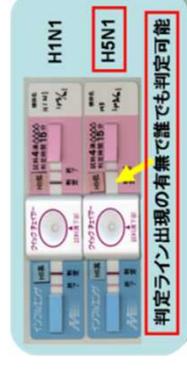
- 創設：平成5年10月1日
所在地：東京都新宿区(センター病院)
千葉県市川市(国府台病院)
主な組織：研究所、臨床研究センター、センター病院、
国府台病院、国際医療協力局、国立看護大学校
役員員数(常勤)：1,751名(平成25年4月1日現在)
病床数：801床(センター病院)、572床(国府台病院)

設置目的

我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症その他の疾患についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

- 高度総合専門医療の提供
- ・1日約1,600名の外来患者の受け入れ、年間約11,000件の手術の実施(センター病院)
- ・月平均約1,000名のエイズ外来患者の受け入れ(センター病院)
- ・児童精神科のほか、肝炎・免疫研究センターが新たに整備され、専門医療を提供(国府台病院)
- 国際医療協力の実践、研究の実施
- ・途上国へ年間約200名の専門家派遣、約300名の研修生受け入れ
- ・海外拠点との共同研究により、鳥インフルエンザ迅速診断キットを開発
- ・ウイルス肝炎治療の有効性を治療前遺伝子診断で判定
- ・2型糖尿病関連遺伝子の同定



独立行政法人 国立精神・神経医療研究センターの概要

1. 設立目的

精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|-----------------------------------|
| 役員 | 7名（理事長1名、理事4名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤）） |
| 職員 | 704名 |

4. 業務概要

- (1) 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- (3) 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- (4) 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- (5) (1)～(4)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (6) (1)～(5)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

| | |
|---------|---------------------------|
| 神経研究所 | トランスレーショナル・メディカルセンター（TMC） |
| 精神保健研究所 | 脳病態統合イメージングセンター（IBIC） |
| 病院 | 認知行動療法センター（CBT） |

6. 病床数（平成25年4月1日現在）

| | |
|------|------|
| 一般病床 | 266床 |
| 精神病床 | 208床 |
| 合計 | 474床 |

(独)国立精神・神経医療研究センター

沿革・組織

創設：昭和61年10月1日
所在地：東京都小平市
主な組織：神経研究所、精神保健研究所、病院
役員員数(常勤)：707名(平成25年4月1日現在)
病床数：474床



設置目的

我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神・神経疾患等についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



特徴

○脳と心と身体の健全な統合を目指す医療の実践

- ・ 1日平均400名以上の精神・神経外来患者を受け入れ
- ・ 1万以上の筋検体を保存する、筋ジストロフィー確定診断の中核施設
- ・ パーキンソン病、筋ジス、難治性てんかん等神経難病、うつ病等難治性精神疾患に対する内科的、外科的治療の実施

○世界唯一の「精神・神経センター」として、統合的な精神・神経科学研究を実施

- ・ 多発性硬化症に対する画期的治療薬の開発
- ・ 筋ジストロフィーに対する遺伝子治療の推進
- ・ 自殺対策の研修及び情報提供、自殺の危険因子の解明



(筋ジストロフィー動物)



独立行政法人 国立成育医療研究センターの概要

1. 設立目的

母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事3名（非常勤）、監事2名（非常勤））

職員 978名

4. 業務概要

- （1）成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- （4）（1）～（3）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

研究所

病院

臨床研究センター

6. 病床数（平成25年4月1日現在）

一般病床 490床

(独)国立成育医療研究センター

沿革・組織

創設：平成14年3月1日
所在地：東京都世田谷区
主な組織：研究所、病院、臨床研究センター
役員員数(常勤)：979名(平成25年4月1日現在)
病床数：490床



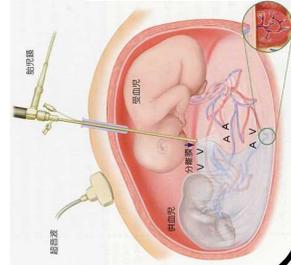
設置目的

我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



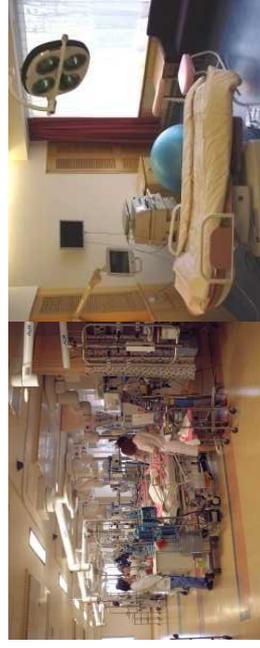
特徴

- 成育医療における高度先駆的医療やモデル医療の提供
- ・移植医療及び胎児治療の推進と普及
- ・小児ICU等を活用した24時間365日体制の重症小児救急搬送の受け入れ
- ・年間1,900件以上の分娩件数、年間約6,000件の小児手術を実践
- ・虐待等を含めた小児のこころのケア



○成育医療を発展させるTRR等の研究の推進

- ・免疫異常等小児難病に対する遺伝子治療の開発
- ・iPS細胞、ES細胞を用いた再生医療の推進
- ・妊娠と薬の情報提供や子どもの事故防止プログラムの提供
- ・小児医薬品(適正使用)を目的とした小児治験ネットワーク活動の推進



独立行政法人 国立長寿医療研究センターの概要

1. 設立目的

加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成22年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|-----------------------------------|
| 役員 | 6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤1名）、監事2名（非常勤）） |
| 職員 | 494名 |

4. 業務概要

- （1）加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- （2）加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （3）（2）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （4）加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （6）（1）～（5）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5. 組織概要（平成25年4月1日現在）

研究所
認知症先進医療開発センター
老年学・社会科学研究センター
病院

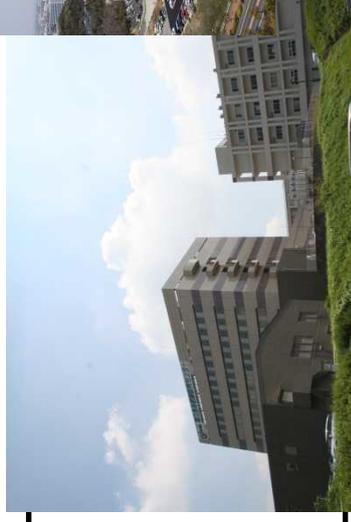
6. 病床数（平成25年4月1日現在）

一般病床 383床

(独)国立長寿医療研究センター

沿革・組織

創設：平成16年3月1日
所在地：愛知県大府市
主な組織：研究所、病院
役員員数(常勤)：497名(平成25年4月1日現在)
病床数：383床



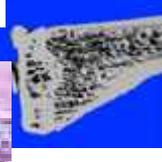
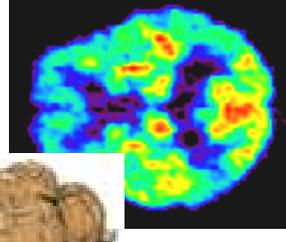
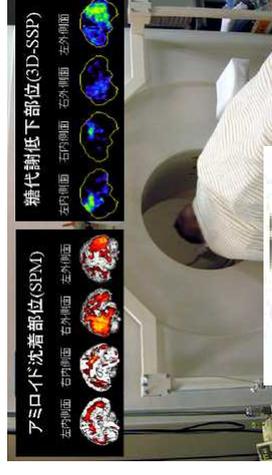
設置目的

我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

特徴

○ 高齢者疾患の包括的・全人的医療の提供

- ・高齢者の生活の質を向上に向けた医療の提供
- ・地域の保健・医療・福祉と連携した在宅医療モデルの開発・提供
- ・認知症の早期診断法の開発等の先駆的医療の提供



○ 老化の制御と老年病克服のための新しい医療の発展の普及に尽力

- ・認知症、骨粗鬆症の病態解明と新規治療法の開発
- ・再生医療による革新的歯科治療技術の開発
- ・全国の医師に研修を実施、年間約500名の「認知症サポート医」を養成

独立行政法人 国立病院機構の概要

1. 設立目的

医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成25年1月1日現在）

役員 15名（理事長1名、副理事長1名、理事11名（うち非常勤9名）、監事2名（うち非常勤1名））

職員 55,534名

※ 特定独立行政法人（役職員の身分は国家公務員）

4. 業務概要

（1）医療を提供すること（診療事業）

- ・患者の目線に立った医療の提供
- ・クリティカルパスの活用や臨床評価指標の作成など質の高い医療の提供
- ・医療安全対策の充実など安心・安全な医療の提供
- ・セーフティーネット領域の医療や、5疾病・5事業など国の医療政策として担うべき医療の実施

（2）医療に関する調査及び研究を行うこと（臨床研究事業等）

- ・ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進
- ・高度・先端医療技術の臨床導入の推進
- ・質の高い治験の実施
- ・診療情報を用いた分析

（3）医療に関する技術者の研修を行うこと（教育研修事業）

- ・質の高い医療従事者の養成
- ・地域医療に貢献する研修事業の充実

（4）（1）～（3）に附帯する業務を行うこと

(参考)

- ・セーフティーネット領域の医療：重症心身障害、筋ジストロフィー、結核、心神喪失者医療観察法に基づく医療等
- ・5疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
- ・5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療

5. 組織の規模（平成25年4月1日現在）

病院数：144病院

病床数：55,335床

| | |
|-------|---------|
| 一般病床 | 48,040床 |
| 療養病床 | 156床 |
| 結核病床 | 2,491床 |
| 精神病床 | 4,598床 |
| 感染症病床 | 50床 |



独立行政法人国立病院機構の概要

1. 設立

- 平成16年4月1日
- 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）を根拠法として設立された特定独立行政法人

2. 機構の行う業務

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に付帯する業務を行うこと

3. 組織の規模（平成25年4月1日現在）

病院数：144病院
運営病床数：51,897床（全国シェア3.5%）

| 一般病床 | 療養病床 | 結核病床 | 精神病床 | 感染症病床 | 計 |
|--------|------|-------|-------|-------|--------|
| 45,784 | 120 | 1,878 | 4,065 | 50 | 51,897 |

臨床研究センター：12病院
臨床研究部：72病院

附属看護師等養成所

看護師課程：39校
助産師課程：5校
リハビリテーション学院：1校

☆国立病院機構の病床シェア

（政策医療のセーフティネット）

- 1：心神喪失者等医療観察法：58.8%
- 2：筋ジストロフィー：95.7%
- 3：重症心身障害：39.1%
- 4：結核：37.1%

国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は、国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために、たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し、質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます。

4. 患者数（平成24年度実績）

入院患者数（1日平均） 43,674人（対23年度 Δ395人）
外来患者数（1日平均） 48,354人（対23年度 +334人）

5. 従業員数（常勤）

役員数 5人（平成25年4月1日現在）
職員数 55,534人（平成25年1月1日現在）
※医師6千人、看護師36千人、その他14千人
【看護職の副院長を1病院に設置】

6. 財務

各病院が自己の診療収入により収支相償を目指しています。平成24年度は、国立病院機構全体で経常利益498億円（経常収支率105.8%）であり、法人発足以降、経常収支プラスを維持しています。

また、個々の病院においても、法人発足時の平成16年度決算（経常収支）において74病院（再編成実施病院除く）あった赤字病院が、平成24年度決算では19病院（Δ55病院）となり、収支改善が進んでいます。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の概要

1. 設立目的

医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）ことを通じて、国民保健の向上に貢献すること。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事（技監）1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員 702名

（参考）第二期中期計画上の常勤職員は、
第二期中期目標期間期初 695人
平成25年度末 751人（上限）

4. 業務概要

（1）健康被害救済業務

- ① 医薬品副作用被害救済業務
- ② 生物由来製品感染等被害救済業務

（2）審査等業務

- ① 医薬品・医療機器に関する審査関連業務を一体的に実施

（3）安全対策業務

- ① 医薬品副作用等報告の収集・整理
- ② 安全性情報提供業務

5. その他（新医薬品・医療機器の承認状況等）

| 新医薬品（優先品目） | | | | | 新医療機器（優先品目・新規承認） | | | | |
|---------------|--------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------|-------------|-------------|-------------|
| （）内：総審査期間の目標値 | 平成20年度 | 平成21年度（11月） | 平成22年度（10月） | 平成23年度（9月） | （）内：総審査期間の目標値 | 平成20年度 | 平成21年度（16月） | 平成22年度（16月） | 平成23年度（15月） |
| 総審査期間 | 15. 4月 | 11. 9月 | 9. 2月 | 6. 5月 | 総審査期間 | 16. 1月 | 13. 9月 | 15. 1月 | 15. 0月 |
| うち行政側期間 | 7. 3月 | 3. 6月 | 4. 9月 | 4. 2月 | うち行政側期間 | 2. 6月 | 6. 0月 | 5. 3月 | 6. 2月 |
| うち申請者側期間 | 6. 8月 | 6. 4月 | 3. 4月 | 2. 0月 | うち申請者側期間 | — | 7. 7月 | 10. 7月 | 8. 9月 |
| 承認件数 | 24 | 15 | 20 | 50 | 承認件数 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 新医薬品（通常品目） | | | | | 新医療機器（通常品目・新規承認） | | | | |
| （）内：総審査期間の目標値 | 平成20年度 | 平成21年度（19月） | 平成22年度（16月） | 平成23年度（12月） | （）内：総審査期間の目標値 | 平成20年度 | 平成21年度（21月） | 平成22年度（21月） | 平成23年度（20月） |
| 総審査期間 | 22. 0月 | 19. 2月 | 14. 7月 | 11. 5月 | 総審査期間 | 21. 3月 | 19. 3月 | 20. 5月 | 16. 8月 |
| うち行政側期間 | 11. 3月 | 10. 5月 | 7. 6月 | 6. 3月 | うち行政側期間 | 9. 8月 | 7. 8月 | 8. 2月 | 8. 2月 |
| うち申請者側期間 | 7. 4月 | 6. 7月 | 6. 4月 | 5. 1月 | うち申請者側期間 | — | 8. 5月 | 12. 1月 | 6. 9月 |
| 承認件数 | 53 | 92 | 92 | 80 | 承認件数 | 6 | 21 | 10 | 12 |

※・数値は平成16年度以降申請分の中央値。
・米国FDAの平成21年の総審査期間は13.0ヶ月である。

※・数値は平成16年度以降申請分の中央値。
・米国FDAの平成17年度の総審査期間は14.5ヶ月である。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)

法人概要

<PMDAの設立>

- ① 設立の経緯・・・(認)医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止し、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等と統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立
平成16年4月1日
- ② 設立年月日・・・平成16年4月1日
- ③ 根拠法律・・・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)
- ④ 設立の目的・・・医薬品の副作用又は生物由来製剤を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務等を行い、もって国民保健の向上に資することを目的

<業務内容>

- ① 健康被害救済業務・・・医薬品副作用被害救済業務、生物由来製品感染等被害救済業務
- ② 審査等業務・・・医薬品・医療機器に関する審査関連業務を一体的に実施
- ③ 安全対策業務・・・医薬品副作用等報告の収集・整理、安全性情報提供業務

<予算額>

平成25年度予算案 368.7億円

<役員員>

役員数6名(理事長、理事3名、監事2名)、職員702名(平成25年4月1日現在)

役員員数の推移

| | 平成16年 4月1日 | 平成17年 4月1日 | 平成18年 4月1日 | 平成19年 4月1日 | 平成20年 4月1日 | 平成21年 4月1日 | 平成22年 4月1日 | 平成23年 4月1日 | 平成24年 4月1日 | 平成25年 4月1日 | 第2期中期 計画末(25年 度末) |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------|
| PMDA全体 (役員を含む) | 256名 | 291名 | 319名 | 341名 | 426名 | 521名 | 605名 | 648名 | 678名 | 708名 | 751名 (予定) |
| うち審査部門 | 154名 | 178名 | 197名 | 206名 | 277名 | 350名 | 389名 | 415名 | 438名 | 460名 | |
| うち安全部門 | 29名 | 43名 | 49名 | 57名 | 65名 | 82名 | 123名 | 133名 | 136名 | 140名 | |

※「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」(平成19年度～平成23年度)でPMDAの審査員について、大幅な増員を図ることとされていることから、第2期中期計画(平成21年度～平成25年度)では、人員体制を平成21年4月521名→平成25年度末751名に増員することとなっている。

独立行政法人 福祉医療機構の概要

1. 設立目的

社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれら施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

2. 設 立 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役 員・・・ 6名（理事長、理事3名、監事2名）
職 員・・・ 253名

4. 事業概要

- (1) 福祉貸付事業
社会福祉事業施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業
- (2) 医療貸付事業
病院、介護老人保健施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業
- (3) 福祉医療経営指導事業
社会福祉事業施設の設置者、病院等の開設者等に対し、経営診断・指導を行う事業
- (4) 福祉保健医療情報サービス事業
福祉、保健、医療、介護保険に関する各種情報の提供等（WAM NET等）を行う事業
- (5) 社会福祉振興助成事業
高齢者・障害者の生活や子どもたちの成長を支援すること等を目的として民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、資金助成を行う事業
- (6) 退職手当共済事業
社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職手当金を支給する事業
- (7) 心身障害者扶養保険事業
地方公共団体で実施している心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険する事業
- (8) 年金担保貸付事業
厚生年金等の年金受給者に対し、年金受給権を担保にした医療・介護等の小口資金を融資する事業
- (9) 労災年金担保貸付事業
労災年金受給者に対し、年金受給権を担保にした医療・介護等の小口資金を融資する事業
- (10) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務
- (11) 承継教育資金貸付けあっせん業務（平成20年度から休止）
年金被保険者に対して、日本政策金融公庫等が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務



独立行政法人福祉医療機構の概要



福祉医療機構の概要

- 1 設立
 - 平成15年10月1日
 - 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立
- 2 主務大臣（主務省所管課等）
 - 厚生労働大臣
 - 社会・援護局福祉基盤課
 - 医政局総務課
 - 社会・援護局障害保健福祉部企画課
 - 年金局総務課
 - 労働基準局労災補償部労災保険業務課
- 3 資本金
 - 1 兆5,164億円（全額政府出資金）
 - （平成25年4月1日現在）

上記の資本金のうち、1兆4,872億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

- 4 役員数
 - 261人
 - 理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）
 - 職員255人
 - （平成25年4月1日現在）

民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要

1. 設立目的

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|--------------------------|
| 役員 | 4名（理事長1名、理事1名、監事2名（非常勤）） |
| 職員 | 223名 |

4. 業務概要

- (1) 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
- (2) 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
- (3) 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- (4) 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
- (5) 附帯業務

5. その他（第三期中期目標（抄））

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 自立支援のための取組み

- (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、16%縮減すること。
- (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。
特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。
- (3) 今後の新たな施設入所利用者の受入
下記の①と②の者に特化したものとする。
 - ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。
 - ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。
なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。
- (4) 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。
- (5) 平成25年4月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。

(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組むこと。

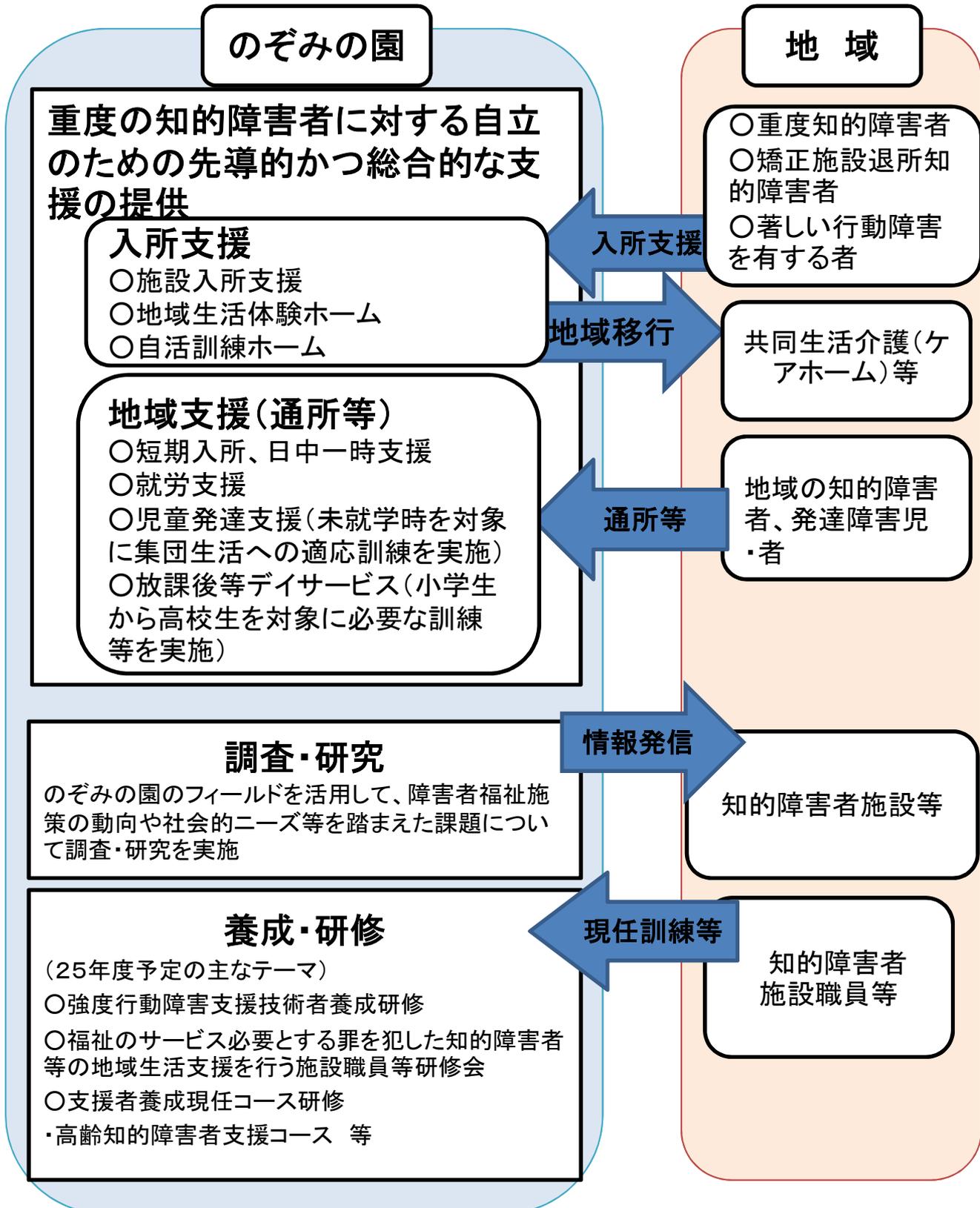
(国立のぞみの園の施設利用者の状況)

※ 独立行政法人移行時(平成15年10月1日時点)の在籍者は、499人

| | 年度末現在 在籍者数(人) | 在籍者(平均) | |
|------|------------------|---------|---------|
| | | 年齢(歳) | 在籍年数(年) |
| 15年度 | 496 | 53.7 | 28.6 |
| 16年度 | 483 | 54.7 | 29.6 |
| 17年度 | 473 | 55.7 | 30.6 |
| 18年度 | 453 | 56.6 | 31.5 |
| 19年度 | 425 | 57.6 | 32.4 |
| 20年度 | 395 | 58.6 | 33.3 |
| 21年度 | 371 | 59.1 | 33.9 |
| 22年度 | 342 | 59.6 | 34.7 |
| 23年度 | 314 | 60.1 | 35.7 |
| 24年度 | 292 | 61.0 | 36.7 |

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 国立のぞみの園の概要について

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究等を行うことにより知的障害者の福祉の向上を図る



独立行政法人 労働者健康福祉機構の概要

1. 設立目的

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事4名、監事2名（うち、1名は非常勤））
職員 15,609名（本部111名、施設15,498名）

4. 業務概要

（1）療養施設の設置及び運営

労災病院（労災看護専門学校を含む）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施。

（2）労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営

産業保健推進センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施。

（3）未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施。

（4）リハビリテーション施設の設置及び運営

労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施。

（5）納骨堂の設置及び運営

産業災害による殉職者の御霊を合祀するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施。

～経過業務～

- (1) 療養施設の一部及び休養施設の移譲又は廃止業務
閣議決定等により決定された施設の移譲又は廃止の業務を実施。
- (2) 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収業務
廃止した労働安全衛生融資の債権管理及び回収等業務を実施。

5. 施設等

| | |
|-----------------|-------|
| 労災病院 | 30 病院 |
| 労災疾病研究センター | 13 施設 |
| 勤労者予防医療センター | 9 施設 |
| 医療リハビリテーションセンター | 1 施設 |
| 総合せき損センター | 1 施設 |
| 産業保健推進センター | 15 施設 |
| 労災リハビリテーション作業所 | 3 施設 |
| 納骨堂 | 1 施設 |

独立行政法人労働者健康福祉機構の概要

- 1 設立目的**

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする
- 2 設立時期**

平成16年4月1日
特殊法人労働福祉事業団（昭和32年7月1日設立）から、独立行政法人労働者健康福祉機構に移行
- 3 役職員数**

15,616名（平成25年4月1日現在）
役員：7名（理事長：1名、理事：4名、監事：2名<うち、1名非常勤>）
職員：15,609名（うち本部：111名）
- 4 業務範囲**
 - 療養施設の設置及び運営
労災病院(労災看護専門学校を含む)、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施
 - 労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営
産業保健推進センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施
 - 未払賃金立替払事業
事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施
 - リハビリテーション施設の設置及び運営
労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施
 - 納骨堂の設置及び運営
産業災害による殉職者の御霊を合祀するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施
- 5 施設等**

労災病院（30病院）、労災疾病研究センター（13施設）、勤労者予防医療センター（9施設）、医療リハビリテーションセンター（1施設）、総合せき損センター（1施設）、産業保健推進センター（15施設）、労災リハビリテーション作業所（3施設）、納骨堂（1施設）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名
（うち非常勤1名））

職員 267名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（雇用形態を問わない）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される仕組みである。

○特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組みである。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する仕組みである。

勤労者退職金共済機構の概要

[所在地] 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号ニッセイ池袋ビル

[代表者] 理事長 額賀 信

[設立年月日] 平成15年10月1日

[役員数] 273名（平成25年4月1日現在）

[25年度予算額] 7,803億円（うち国からの財政支出額89億円）

[根拠法] 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）

[設立経緯]

昭和34年 7月 1日 中小企業退職金共済事業団設立。
昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立。
昭和42年 9月 1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立。
昭和56年10月 1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立。
昭和57年 1月 1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更。
平成10年 4月 1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立。
平成15年10月 1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行。
平成23年10月 1日 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い財形業務等について独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管。

[設立目的]

機構は、中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者の計画的な財産形成の促進業務を行うことを目的とする法人として設置されるものである。上記の目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。

- 1 中小企業退職金共済事業(附帯する業務を含む)を行うこと。
- 2 勤労者財産形成持家融資業務(附帯する業務を含む)を行うこと。

[業務概要]

1 一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される制度の運営。

2 特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される制度の運営。

3 勤労者財産形成促進制度

勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を行っている勤労者を対象に、事業主を通じて貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）までを低利で融資する制度の運営。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の概要

1. 設立目的

高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 8名（理事長1名、理事長代理1名、理事4名、監事2名（うち非常勤1名））

職員 3,891名

4. 業務概要

（1）高年齢者の雇用支援に関する業務

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務
- ② 高年齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務

（2）障害者の雇用支援に関する業務

- ① 障害者職業センターの設置運営業務
- ② 障害者職業能力開発校の運営
- ③ 障害者雇用納付金関係業務

（3）職業能力開発に関する業務

- ① 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校の設置運営等の業務
- ② 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練の認定に関する業務

（4）雇用促進住宅に関する業務（暫定業務）

- ① 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の概要

組織

- 役員員数 役員8名(理事長、理事5名、監事2名) ※監事については常勤1名、非常勤1名
職員3,891名(平成25年4月)
- 所在地 千葉県(本部)
- 組織 本部、広域障害者職業センター(2施設)、地域障害者職業センター(47施設)、職業能力開発総合大学校(1カ所)、職業能力開発促進センター(61カ所)、職業能力開発大学校(10カ所)等
- 予算 国からの財政支出額 791億円(平成25年度予算)

事業概要

- 高齢者の雇用支援に関する業務
 - ・高齢者雇用に関する給付金の支給業務
 - ・高齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務
- 障害者の雇用支援に関する業務
 - ・障害者職業センターによる職業リハビリテーション(職業評価、職業指導、職業準備支援)の技法開発・実施
 - ・障害者職業能力開発校の運営
 - ・障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給
 - ・障害者雇用に関する相談援助、アビリンピックの開催等
- 職業能力開発に関する業務
 - ・離職者・在職者・学卒者に対する公共職業訓練の実施等
- 求職者支援訓練の認定に関する業務
 - ・求職者支援訓練の認定や求職者支援訓練の実施機関に対する助言・指導の実施等
- その他
 - ・雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

独立行政法人 労働政策研究・研修機構の概要

1. 設立目的

労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|------------------------------|
| 役員 | 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名）） |
| 職員 | 112名 |

4. 業務概要

（1）労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと

※ 現在の中期目標期間（平成24年4月から平成29年3月まで）においては、中長期的な労働政策の課題に係る「プロジェクト研究」、厚生労働省からの要請に基づいた重要性の高い新たな政策課題に係る「課題研究」、厚生労働省の緊急の調査ニーズに迅速・的確に対応するための「緊急調査」を実施。

（2）労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること

（3）労働政策の研究促進のため、研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること

（4）調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言を行うこと

（5）厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修を行うこと

独立行政法人 労働政策研究・研修機構について

法人の概要

目的 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した労働行政担当職員等に対する研修を実施すること。

設立年次 平成15年10月

※日本労働研究機構(特殊法人)及び労働研修所(厚生労働省の施設等機関)を整理・統合して発足。

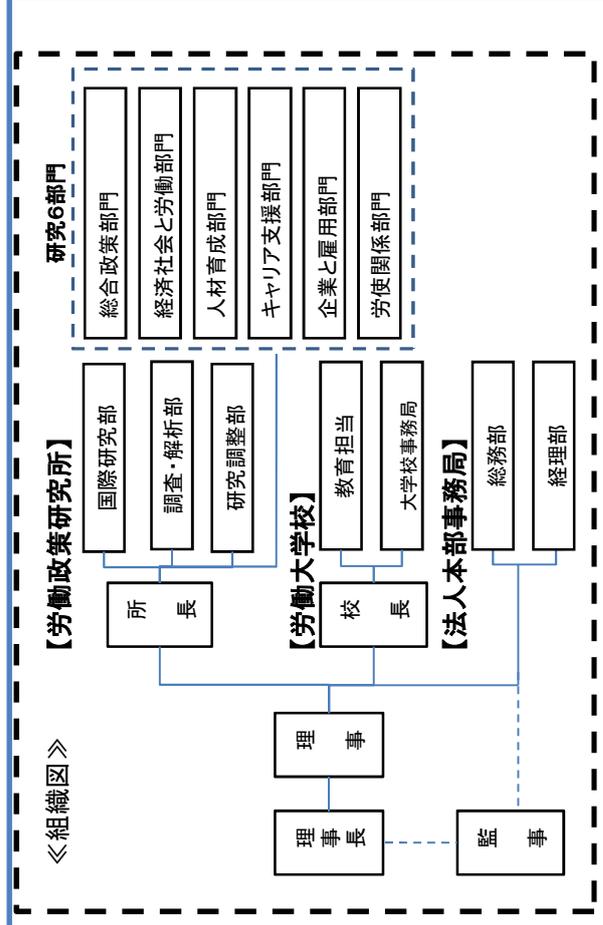
所在地 法人本部・労働政策研究所: 東京都練馬区上石神井
労働大学校: 埼玉県朝霞市

理事長 菅野和夫(東京大学名誉教授、前中央労働委員会会長)

役員 5人(理事長、理事2、監事2(うち1は非常勤))

職員 112人(平成25年4月1日)

予算額 約24億円(平成25年度予定額(運営費交付金))



業務の概要

○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画、立案及び推進をサポート。

【サポートの具体例】

- ・「今後の派遣労働者制度の在り方に関する研究会」に研究員自身がメンバーとして参画し、派遣労働者等への調査研究をベースに提言を行っている。また、同研究会では、諸外国の労働者派遣についても、研究員が報告を行う等、研究会における政策議論に貢献している。

- ・「雇用政策研究会」において研究員が委員として参画し、若年者雇用に関するこれまでの研究成果をベースに意見を述べるなど、報告書のとりまとめに貢献した。

○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署等)を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※平成25年度当初計画予定では、研修コース数75コース、3,481名の受講者を対象に実施。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

独立行政法人 水資源機構の概要

1. 設立目的

産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設立された。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役 員 9名（理事長1名、副理事長1名、理事5名、監事2名）

職 員 1,407名

4. 業務概要

機構の業務は、各水資源開発水系ごとの水資源開発基本計画に基づいた、水資源の開発又は利用のための利水・治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的水路、専用用水路等の新築（水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ）又は改築の実施、及び愛知豊川用水施設を含めた完成施設の管理等である。また、機構が管理する施設と一体的な管理を行う事が水資源の利用の合理化に資すると認められる施設の委託管理を行うことができることとなっている。

5. その他特記事項

水資源機構の主務大臣は次の通りである。

- ・ 役員、職員、財務、会計その他の管理業務
：国土交通大臣（水管理・国土保全局水資源部）
- ・ 洪水防御機能又は流水の正常な機能の維持
等を目的に含む施設（特定施設）：国土交通大臣（水管理・国土保全局）
- ・ 特定施設以外は、業務目的に応じて以下のとおり
厚生労働大臣（水道用水）、農林水産大臣（農業用水）、経済産業大臣（工業用水）、国土交通大臣

独立行政法人 水資源機構の概要

独立行政法人水資源機構の概要

概要

- 主な業務**
- ・ダム・用水路等の新築・改築
 - ・ダム・用水路等の管理

所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

理事長 甲村 謙友

役員 9名

沿革

昭和30年10月 愛知用水公団発足
 昭和37年 5月 水資源開発公団
 発足
 昭和43年10月 愛知用水公団
 を統合
 平成15年10月 独立行政法人
 水資源機構発足

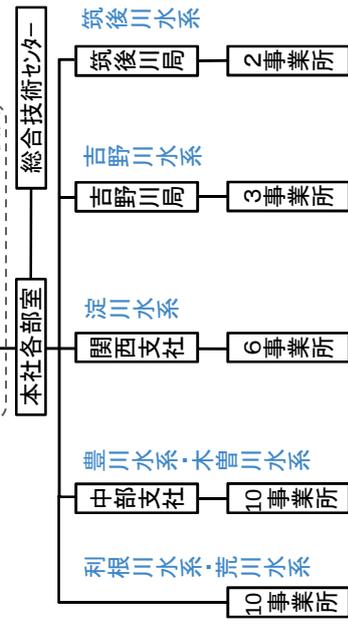
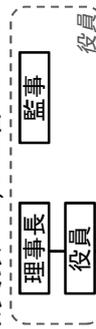
平成25年度予算(百万円)

| | |
|---------|----------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | — |
| 施設整備補助金 | — |
| その他の補助金 | 30, 530 |
| 受託収入 | 1, 393 |
| その他収入 | 112, 381 |
| 合計 | 144, 304 |
| 支出 | |
| 人件費 | 14, 493 |
| 業務経費 | 58, 683 |
| 施設整備費 | 401 |
| 受託経費 | 1, 381 |
| 一般管理費 | 1, 953 |
| その他支出 | 95, 343 |
| 合計 | 172, 254 |

人員・組織

※平成25年4月1日現在

職員数 1,345名



業務の概要

水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。

・ダム・用水路等の新築・改築【平成25年度 9事業】

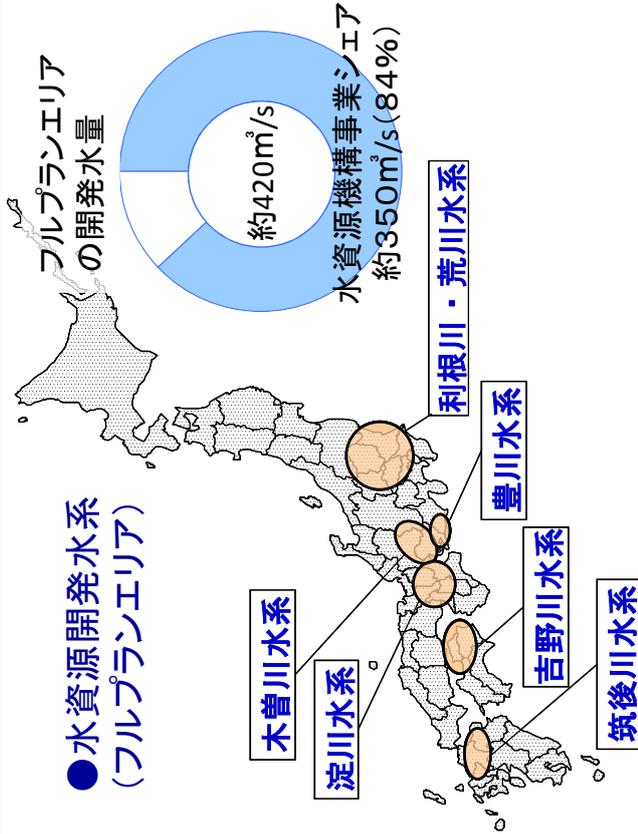
水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画(閣議決定)に基づき、利水・治水を目的とするダム、用水路等の施設の新築(水の供給量を増大させるものは、機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は改築

・ダム・用水路等の管理【平成25年度 52施設】

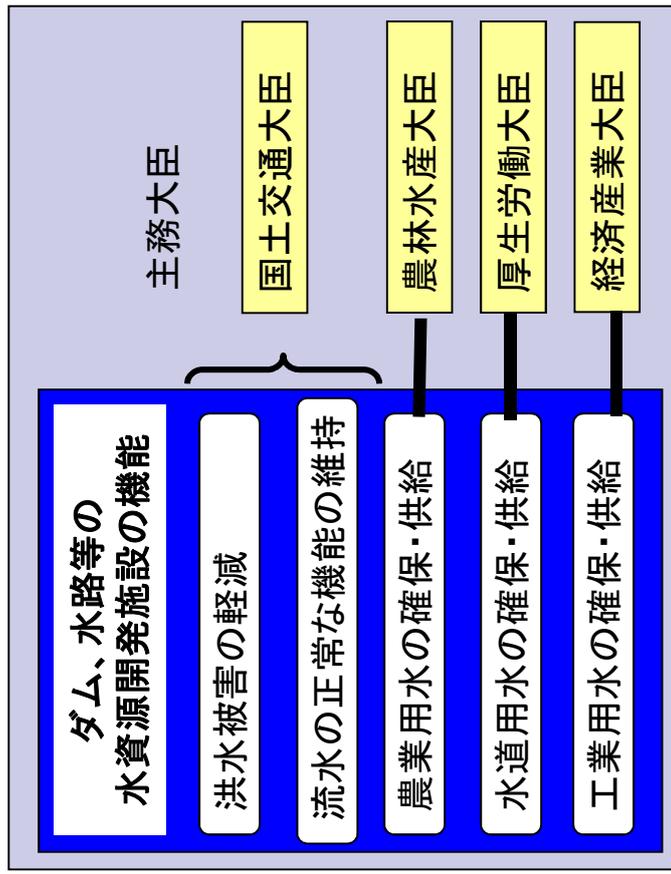
水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画(閣議決定)に基づき新築又は改築したダム、用水路等の施設の操作、維持、修繕その他の管理

水資源開発水系の重要性・多目的な業務

- 日本の産業と人口の集中する全国7つの水系において、水の安定供給及び洪水調節等を担っている。
- 複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施している。



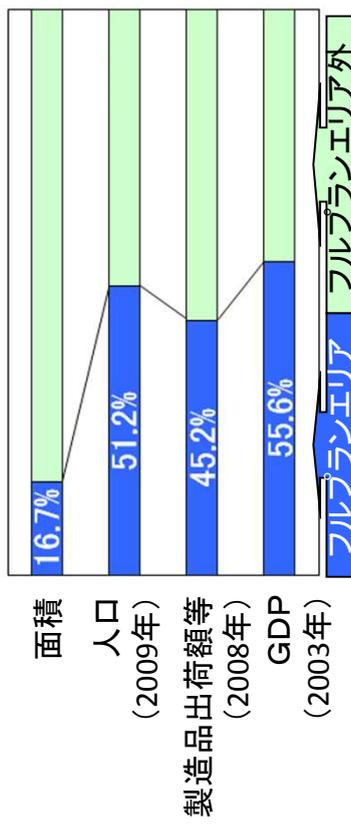
● 水資源機構の業務と主務大臣



一元的に実施

多目的で複数の都府県に関係する広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率かつ適切に運営

フルプランエリアの面積は約17%であるが、その人口と製造品出荷額等は約半数を占める。



※フルプランエリア：将来の水需給の検討対象地域(原則として市町村単位)

独立行政法人 農業者年金基金の概要

1. 設立目的

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|------------------------------|
| 役員 | 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名）） |
| 職員 | 75名 |

4. 業務概要

（1）新制度（平成14年1月1日施行）

加入資格の審査・決定、被保険者の管理、保険料の徴収・運用、農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

（2）旧制度（昭和46年1月1日施行）

（※）経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

※経営移譲

農業経営に供している自分名義の農地等の権利を後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転又は設定して、農業経営から引退すること。

5. その他特記事項

独立行政法人農業者年金基金の業務に係る主務省は以下のとおり。

- ①役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については農林水産省
- ②新制度に係る業務及び農地等の借受け及び貸付け等の業務に関する事項については農林水産省
- ③旧制度の給付に係る業務に関する事項については厚生労働省及び農林水産省

年金積立金管理運用独立行政法人の概要

1. 設立目的

厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。

2. 設立時期 平成18年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

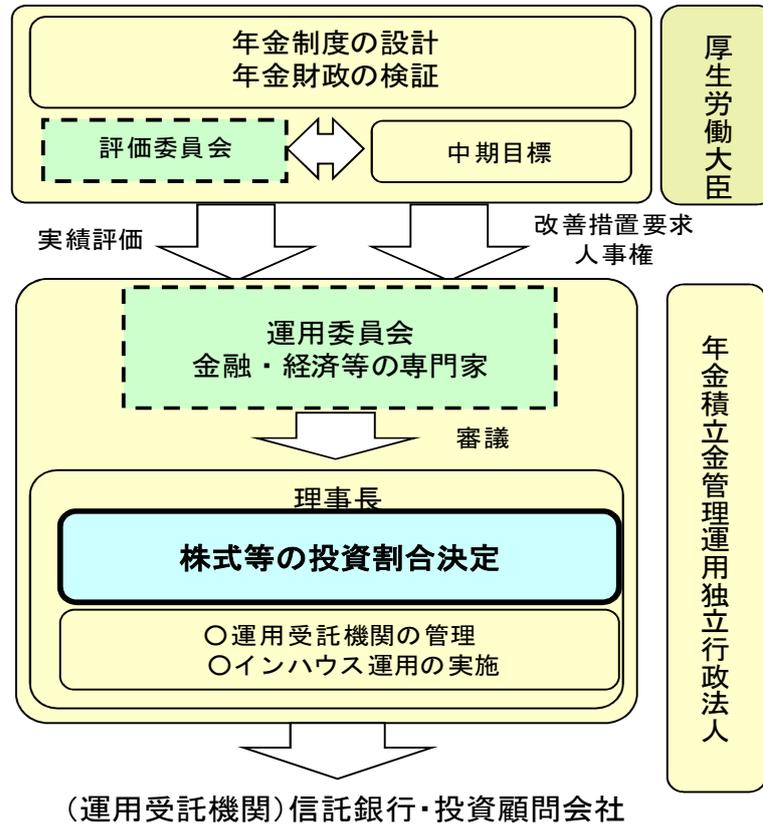
役員 4名（理事長1名、理事1名、監事2名）

職員 70名（非常勤3名を含む）

4. 業務概要

厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理運用

○ GPIFにおける年金積立金の管理・運用の仕組み



○ 平成24年度 GPIFの運用状況(第3四半期まで)

| | |
|---------------|-------------------------|
| 運用資産額 | 111兆9,296億円 |
| 収益率(運用手数料控除前) | 3.27%(4月から12月までの通期) |
| 収益額(運用手数料控除前) | 3兆5,949億円(4月から12月までの通期) |

(注) 年金積立金管理運用独立行政法人が管理・運用している年金積立金(年金特別会計で管理する資産を除く。)の運用状況です。

<参考>

平成23年度運用結果(年金積立金全体)

年金積立金は、(1)年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分、(2)年金特別会計で管理する積立金があります。

平成23年度の運用結果については、欧州債務問題や米国景気の減速懸念等により一時的に収益が悪化する場面がありましたが、年度末にかけては、主要国中央銀行による追加緩和策や欧州債務問題の進展等から市場環境が回復したため、収益額は2兆5,863億円のプラスとなりました。なお、市場での自主運用を開始した平成13年度からの累積収益は、約25兆円のプラスを維持しております。

(参考: 年金積立金全体の運用実績)

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 通期 (13~23年度) 【上段: 累積収益額】 【下段: 平均収益率】 | 過去5年間 (19~23年度) 【上段: 累積収益額】 【下段: 平均収益率】 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--|
| 資産額(年度末) | 1,443,315 | 1,415,415 | 1,456,311 | 1,479,619 | 1,500,231 | 1,491,337 | 1,386,485 | 1,238,381 | 1,282,647 | 1,218,926 | 1,194,015 | 251,662 | -30,799 |
| 収益額 | 27,787 | 2,360 | 68,714 | 39,588 | 98,344 | 45,669 | -51,777 | -93,176 | 91,554 | -3,263 | 25,863 | 251,662 | -30,799 |
| 収益率 | 1.94% | 0.17% | 4.90% | 2.73% | 6.83% | 3.10% | -3.53% | -6.86% | 7.54% | -0.26% | 2.17% | 1.62% | -0.31% |

(注1) 収益額及び収益率は、運用手数料等控除後の運用実績である。

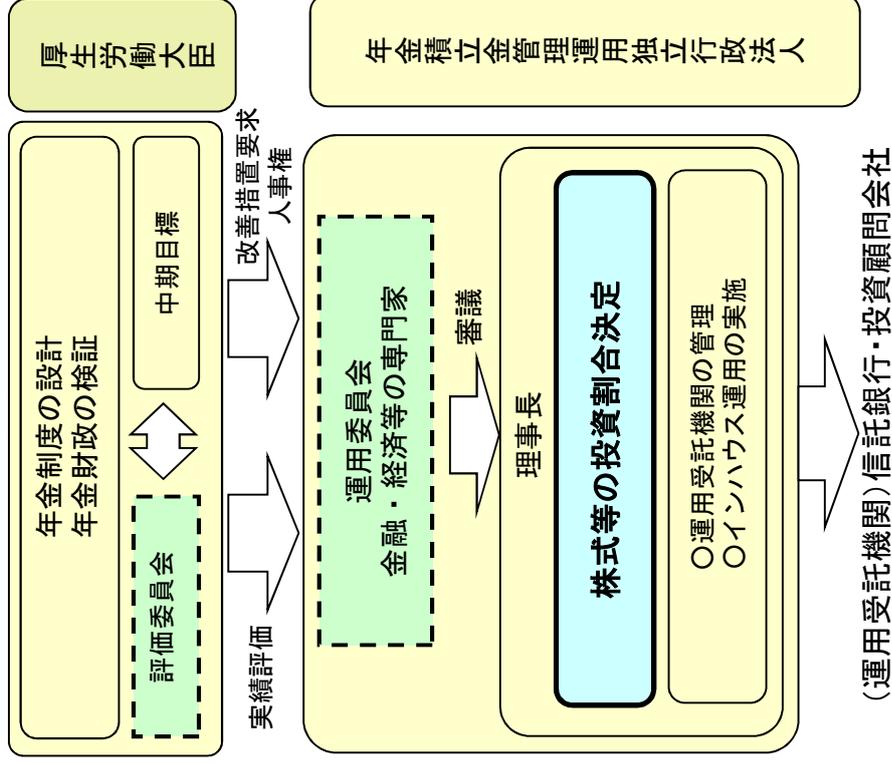
(注2) 平均収益率は、相乗平均である。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

＜運用の基本的考え方＞

- ◇ 年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、専ら被保険者の利益のために運用することとされている。
- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制(分散投資)」などの考え方により、運用。

＜運用の仕組み＞



- ・ 年金積立金全体 約119兆円(平成23年度末)
- ※ GPIFが管理・運用する直近の資産額は約120兆円(平成24年度末)
- ・ 賃金に対する実質的な運用回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

＜基本ポートフォリオ＞

※平成25年6月7日変更

| | | | | | | | | | |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|
| 国内債券 | 60% | 国内株式 | 12% | 外国債券 | 11% | 外国株式 | 12% | 短期資産 | 5% |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|----|

※変更前の構成割合は、国内債券67%、国内株式11%、外国債券8%、外国株式9%、短期資産5%

＜年金積立金全体の運用実績＞

13年度(自主運用開始)～23年度の累積収益額：約25兆円

※名目賃金上昇率を2.2%上回り、財政検証上の前提を上回っている。

独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1. 設立目的

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条、又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成17年10月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

| | |
|----|-------------------------------|
| 役員 | 4名（理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤）） |
| 職員 | 21名 |

4. 業務概要

- （1）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと
- （2）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと
- （3）上記業務に附帯する業務を行うこと

5. その他特記事項

- （1）平成17年10月に設立され、当初は、平成22年10月1日に解散する有期の法人であった。
- （2）平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）において、存続期限が2年延長され、平成24年10月1日に解散することとなった。
- （3）平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）等において、平成26年4月1日に、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院等の運営等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改組されることとなった。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の概要

| | |
|------------|---|
| (1) 法人の目的 | 年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。 |
| (2) 役員 | 理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤）を置く。 |
| (3) 法人の業務 | <ul style="list-style-type: none"> 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。 上記業務に付帯する業務を行うこと。 |
| (4) 法人の運営費 | 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。 (運営費交付金は交付されないこととされている。) |
| (5) 国庫納付金 | 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。 |

